

2005度  
**破産法講義**  
第1回a

関西大学法学部教授  
栗田 隆

# 破産裁判所における手続の通則

---

- 民事訴訟法の準用
- 申立て・陳述の方式
- 裁判
- 公告
- 不服申立て
- 事件に関する文書の閲覧等

# 民事訴訟法の準用 (法13条、規則12条)

---

- 民事執行法の規定は原則として準用に適さない。非訟事件手続法の規定も同様である。

# 申立て・陳述の方式

---

- 申立て、届出、申出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない（規則1条）。
- 手続を確実に進行させ、裁判所の記録作成の負担を軽減する必要があるからである。

# 審理および裁判の形式

- 破産裁判所での裁判は、口頭弁論を経ることを必要としない（8条1項）。
- 裁判の形式は決定となる（民訴87条1項但書き）。
- 裁判所は、裁判にあたって、裁判の基礎資料（事実と証拠）を職権で収集することができる（8条2項）。

# 告知

- 決定は、相当な方法をもって告知すれば足りるのが原則である。
- 重要な裁判については、関係人への送達が個別的に規定されている。例：
  1. 他の手続の中止命令の裁判（[24条](#)6項）
  2. 包括的禁止命令に対する即時抗告についての裁判（[26条](#)3項）
- 決定は、告知された時に効力が生ずるのが原則である（[民訴119条](#)）。
- 効力発生時期が別途規定されている裁判もある。例：
  1. 包括的禁止命令（[26条](#)2項）
  2. 破産手続開始決定（[30条](#)2項参照）

# 公告の方法

- 公告の方法:官報に公告内容を掲載する（10条1項）。
- 新聞紙への掲載や、裁判所の掲示場への掲示は行われぬ。
- 公告は、掲載があった日の翌日にその効力を生ずる（翌日の午前零時から効力が生ずるので、期間計算においては翌日も算入する（民法140条但書き））。

# 必要的公告

- 破産法において「公告しなければならない」とされている公告を必要的公告という。例：
  1. 破産手続開始の公告（[32条](#)1項）
  2. 破産手続廃止の公告（[216条](#)3項・217条4項・218条5項）
- 公告 + 通知 ex. 破産手続開始決定の通知（[32条](#)3項）。送達ではなく通知が行われるのは、公告事項について利害関係人の注意を喚起すれば足りる場合である
- 公告 + 送達 ex. 包括的禁止命令（[26条](#)1項）



# 代用公告

- 破産法により送達をすべき場合に、送達される書類の内容を公告することにより代用することができる（10条3項）。
  1. 費用と時間の節減
  2. 多数の当事者について集团的・画一的取扱いを可能にすること。特に、即時抗告の起算点の統一。
- 公告の他に送達も必要とされている場合の送達については、代用公告は許されない（10条3項ただし書き）。

# 即時抗告(9条)

- 即時抗告が許される場合が個別的に規定されている。
- 即時抗告期間
  1. 原則として、裁判の告知があった時から1週間である(民訴332条)。
  2. 但し、裁判の公告があった場合には、その公告が効力を生じた日(官報への掲載があった日の翌日)から起算して2週間(9条2文・10条2項)。
- 送達と公告とが競合してなされる場合の不服申立の起算点は、公告発効日である。

# 最高裁判所平成12年7月26日第3小法廷決定 (平成12年(許)第1号)

- 平成11年7月28日免責決定が破産債権者であるXに送達された。
- 平成11年8月12日免責決定が官報に掲載されて公告された。
- 平成11年8月26日 Xが即時抗告

● 破産法366条ノ20により準用される同法112条後段の規定により、即時抗告は即時抗告期間内にされたので、適法である。

# 即時抗告による執行停止

- 即時抗告には、原則として執行停止の効力がある（民訴334条1項）。
- 但し、執行停止の効力を認めるのが適当でない裁判もあり、それについては、即時抗告が執行停止の効力を有しない旨が個別に規定されている。例：
  1. 他の手続の中止命令（24条5項）
  2. 包括的禁止命令（25条7項）
  3. 破産手続開始決定に対する即時抗告も、執行停止の効力を有しない。

# 事件に関する文書の閲覧等

- 11条・12条の対象 破産法の規定に基づいて
  1. 裁判所に提出された文書その他の物件
  2. 裁判所が作成した文書その他の物件
- 11条は、破産規則の規定に基づいて提出あるいは作成された文書等にも準用される（規則10条1項）

# 閲覧請求権等

---

- 利害関係人は、裁判所書記官に対し次の権利を有する（11条1項以下）。
- 1項：閲覧請求権
- 2項：謄写等請求権
- 3項：複製許可請求権

# 閲覧等の時期的制限（11条4項）

規定	利害関係人の範囲	閲覧等の制限の終期（下記の裁判のうち のいずれかがあるまで）
柱書き	申立人	（制限なし）
2号	債務者	<ul style="list-style-type: none"><li>●破産手続開始の申立てに関する口頭弁論・審尋期日の指定の裁判</li><li>●「その他の者」について終期となる裁判（1号所定の裁判）</li></ul>
1号	その他の者	<ul style="list-style-type: none"><li>●他の手続の中止命令（<u>24条</u>1項）</li><li>●包括的禁止命令（<u>25条</u>2項）</li><li>●など多数</li></ul>

# 支障部分の閲覧制限

- 支障部分 利害関係人が謄写等を行うことにより破産財団（となるべき債務者の財産）の管理・換価に著しい支障を生ずる部分
- 裁判所は、支障部分が含まれている文書について、手続進行の時期に関わりなしに、破産管財人又は保全管理人の申立てに基づき、閲覧等を行うことができる者を申立人のみに制限する決定をすることができる。要件：
  1. 12条1項1号・2号に掲げる文書等であること
  2. 支障部分があることについて疎明があること。
  3. 但し、保全管理人が申立人である場合には、